



令和3年11月1日  
国土交通省九州地方整備局  
北九州国道事務所

## 建設発生土の受入地を募集します！

国土交通省北九州国道事務所が整備を進めている国道201号八木山バイパス4車線拡幅事業では、工事に伴い発生した土砂（建設発生土）について現在、関連工事や他の公共事業への活用等と調整を行いながら本体工事を円滑に進めようとしています。今回、建設発生土有効活用を図るため、別添資料により、窪地の埋め立てや低地のかさ上げ等を目的に埋立（盛土）をお考えの土地への受け入れを募集します。

募集期間：令和3年11月1日（月）～令和4年3月31日（木）

別添資料：建設発生土の受入地募集について

建設発生土「受入申込書」（提出書類）

建設発生土「受入に関する覚書」（参考）

位置図

### 【問い合わせ先】



国土交通省 九州地方整備局 北九州国道事務所

技術副所長 井本 真樹男（内線 204）

工務課長 坂元 仁宣（内線 411）

電話 093-951-4331（代表）

# 「北九州国道事務所」の道路事業に伴う 建設発生土の受入地募集について

## 1. 応募の趣旨

国土交通省 北九州国道事務所 におきましては、現在、国道201号八木山バイパスの4車線拡幅事業を実施しています。

本事業は、福岡都市圏と筑豊地域を結ぶ国道201号の2車線区間を4車線化することにより、交通ボトルネックを解消し信頼性の高いネットワークを構築するとともに、対面通行区間の解消による安全・安心の確保を目的とするものです。

このような中、工事に伴い発生した土砂（建設発生土）について、関連工事又は他の公共事業への活用等との調整を行うこととしていますが、事業を円滑に推進するためには、工事の効率化・コスト縮減等を考慮した建設発生土の有効利用を図ることが必要となっています。

つきましては、窪地の埋立や低地のかさ上げ等を目的に埋立（盛土）をお考えのご所有地を受入地とし、工事による発生土の有効利用を図りたいと考えています。

## 2. 応募要件

### (1) 応募できる方

#### 【土砂搬出期間】

・八木山バイパス事業 : 令和3年11月～令和4年9月

上記期間内で埋立等の土地造成等を予定している、近隣地域に土地を所有或いは貸借されている方。（ただし、貸借の場合は、所有者の同意が必要です。）

なお、土地所有者が暴力団員または暴力団員が実質的に経営を支配する業者でないこと。

### (2) 土地の要件

- ① 土砂発生場所からの運搬距離が、50km以下程度の位置に存在すること。  
（土砂発生場所は各事業箇所（別添位置図参照））
- ② 埋立（盛土）土量が、1カ所当たり500立方メートル程度を超えるものとする。
- ③ 大型ダンプトラック（10t車）で土砂（岩砕含む）の搬入ができること。
- ④ 法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了、或いは搬入が決定される迄に手続き完了見込であること。

## 3. 応募期間及び方法

(1) 応募期間：令和3年11月1日（月）～令和4年3月31日（木）

(2) 必要書類：次の書類を、郵送又は持込にて提出してください。

- ① 建設発生土「受入申込用紙」 → 別添の用紙
- ② 土地所有者の同意書
- ③ 埋立等の許可証の写し
- ④ 埋立位置を示した地図

#### 4. 応募後

応募頂いた土地については、現地立会及びヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い埋立（盛土）に適した土地と認められれば候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。

また、その結果は、その都度応募者へ通知致します。

#### 5. その他留意事項

- ① 建設発生土の搬入（運搬）は、協議のうえ決定します。
- ② 建設発生土搬入後の作業等は、応募者で行って下さい。  
（覚書第8、9、11条参照）
- ③ 候補地確定後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、または他の応募者への搬入が明らかにコスト的に有利な場合は、そちらへの搬入を優先するため、申し込み時の搬入量を保証することはできません。  
その時の土砂発生場所からの土砂発生状況、候補地までの運搬距離及び他の公共事業の建設発生土受入状況等を総合的に判断し決定します。
- ④ 搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地買収及び借地契約等の手続きを、申し込み者において確実に行ってください。
- ⑤ 搬入に際しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様等への対応は必ずお願いいたします。
- ⑥ 建設発生土搬入後の管理については、土地所有者の責任において行って頂きます。
- ⑦ 搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出することはできません。
- ⑧ 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。

#### 6. 問い合わせ及び提出先

国土交通省 九州地方整備局 北九州国道事務所  
〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10  
TEL：093-951-4331（代表）  
FAX：093-951-4459  
担当：工務課 坂元、岩田（内線411、404）

※ ホームページも併せてご覧ください

<http://www.qsr.mlit.go.jp/kitakyu/>

申込日 令和 3年 月 日

## 建設発生土「受入申込書」

国土交通省 九州地方整備局  
北九州国道事務所長 殿

郵便番号：

住 所：

氏 名：

印

建設発生土の受入について、下記のとおり申し込みます。

### ○許可等を受けた事業に関する事項

事業名称	
法令等の名称	
許可等の時期及び 許可等の番号	令和 年 月 日 第 号
許可等の区域の位置	
許可等の区域の面積	平方メートル
土砂埋立行為を 行う土地の面積	平方メートル
搬入する土砂の総数量	立方メートル
工事予定時期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

### ○連絡先

所属名称：

担当者氏名：

電話番号：

(内線)



# 位置図

